

茨城県教育委員会教職員等公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教職員等からの公益通報に関し必要な事項を定め、公益通報を行う教職員等（以下「公益通報教職員等」という。）の保護を図るとともに、教職員等の法令遵守意識を高めることにより、適法かつ公正な県政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 茨城県教育委員会の任命に係る職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。）

(2) 茨城県教育委員会と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者

2 この要綱において「公益通報」とは、教職員等が、県の事務の管理、運営、執行等に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると思料する場合に、当該行為について行う通報をいう。

(1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある行為

(2) 職員（前項第1号に規定する職員をいう。）の職務の遂行における不当な行為又はそのおそれがある行為

(公益通報・相談窓口)

第3条 公益通報に係る事務を処理するため、教育庁総務企画部総務課総務担当（以下「総務課総務担当」という。）に、公益通報・相談窓口を設置する。

(公益通報先及び方法等)

第4条 教職員等は、総務課総務担当に対して、公益通報を行うことができる。

2 公益通報は、別記様式又は当該様式の記載事項を記載した書面（電子メール又は封書（親展））により行うものとする。ただし、公益通報教職員等がその他の手段を希望する場合は、認めることとする。

(公益通報教職員等の責務)

第5条 公益通報教職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報してはならない。

2 公益通報教職員等は、客観的事実に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。

3 公益通報教職員等は、当該公益通報に係る第7条第1項の調査に協力しなければならない。

4 公益通報教職員等は、実名又は匿名により公益通報を行うものとする。

(公益通報の受付)

第6条 総務課総務担当は、公益通報を受け付けたときは、その内容を聴取する等により、当該公益通報の趣旨の確認に努めるとともに、前条第4項の規定により匿名による公益通報が行われた場合において、やむを得ないときを除き、公益通報教職員等に対し、秘密は保持されることを説明するものとする。

2 総務課総務担当は、受け付けた公益通報について、当該通報内容に応じて調査等を行うこととなる機関（以下「調査等機関」という。）に連絡するものとする。

(公益通報の調査)

第7条 総務課総務担当から連絡を受けた調査等機関は、自ら又は関係所属の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の徴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うも

のとする。

- 2 前項の調査は、関係者の人権が不当に侵害されないようにしなければならない。
- 3 第1項の調査を受ける教職員等及び関係所属等は、当該調査に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。
- 4 前項の教職員等及び関係所属等は、当該公益通報教職員等を特定するための調査等を行ってはならない。

(調査開始の通知等)

第8条 調査等機関は、前条第1項の調査を開始したときは調査を開始した旨を、調査を要しないこととなったときは調査を要しない旨及びその理由を、公益通報教職員等に通知するとともに総務課総務担当に連絡するものとする。

- 2 前項の規定による通知及び連絡は、総務課総務担当が公益通報を受け付けてから20日以内にしなければならない。
- 3 調査等機関は、調査の進捗状況及び調査結果について、公益通報教職員等に遅滞なく通知するとともに総務課総務担当に連絡するものとする。
- 4 第5条第4項の規定により匿名による公益通報が行われた場合は、調査等機関は、第1項及び前項の規定にかかわらず、公益通報教職員等への通知を行わないものとする。

(改善措置等)

第9条 調査等機関は、関係所属等に対し、調査結果を踏まえ、必要な是正措置、再発防止策等の改善措置（以下「改善措置等」という。）を講ずるよう、指示するものとする。

- 2 前項の規定による指示を受けた関係所属等は、必要な改善措置等を講じ、その結果を調査等機関に報告しなければならない。

(改善措置等の通知等)

第10条 調査等機関は、前条第1項の規定により必要な改善措置等を講ずるよう指示したとき又は前条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに公益通報教職員等に通知するとともに総務課総務担当に連絡するものとする。

- 2 前項の規定は、調査の結果、公益通報された事実がなかった場合又は改善措置等を講ずる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知及び連絡するものとする。
- 3 第8条第4項の規定は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

(改善措置等の実行性評価)

第11条 調査等機関は、通報処理終了後、関係所属等に対し、改善措置等が十分に機能しているか否かを適宜確認し、必要があると認めるときは、新たな改善措置等を講ずるよう指示するものとする。

(公益通報教職員等の保護)

第12条 公益通報教職員等に対しては、公益通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

(公益通報教職員等が不利益を受けた場合の措置)

第13条 公益通報教職員等は、公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、総務課総務担当にその旨を書面により申し出ることができる。

2 総務課総務担当及び調査等機関は、前項の申出があったときは、連携して調査を行うものとする。

3 総務課総務担当及び調査等機関は、調査結果に基づき、必要な改善措置等を講ずるものとする。

(秘密保持の徹底)

第14条 総務課総務担当及び調査等機関の職員は、教職員等からの公益通報に関してその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第15条 総務課総務担当及び調査等機関の職員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、関与してはならない。

(運用状況の公表)

第16条 総務課総務担当は、通報の件数、内容等について、毎年度その概要を公表するものとする。ただし、氏名等公益通報教職員等が特定できる情報は公表しないものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、教職員等からの公益通報に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別記様式)

公益通報書

1 公益通報教職員等

氏名		記入期日	年 月 日
区分 (該当に○印)	①教職員 ②派遣労働者 ③請負事業等従事者 ④その他 ()		
所属 (労務提供先)			
メールアドレス			
連絡先電話	(職場・自宅・携帯) : 都合の良い時間帯等 :		
連絡先FAX	(職場・自宅・携帯) : 都合の良い時間帯等 :		

2 通報する内容

件名	
内容	いつ
	どこの誰が
	どこで 何のために
	何を どんなときに
証拠等	何に反しているのか
	証拠となる資料 (調査すべき資料)
	それを知った経緯
	他にそれを知っている人

- この公益通報書は、次に該当するものがあつたときに使用してください。
 - (1) 法令 (条例, 規則等を含む。) に違反し, 又は違反するおそれがある行為
 - (2) 職員 (第2条第1項第1号に規定する職員をいう。) の職務の遂行における不当な行為又はそのおそれがある行為
- 公益通報教職員等は, 不正の利益を得る目的, 他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報してはなりません。また, 客観的事実に基づき, 誠実に通報し, 通報に基づき行われる調査に協力しなければなりません。証拠等の客観的に事実が説明できる資料がある場合は必ず添付してください。
- 公益通報教職員等の氏名等は公にされず, 不利益な取扱いは禁止されます。
- この様式で足りない場合は, 任意に用紙を足してください。